

平成30年度から適用される

個人住民税の税制改正

I. 給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

平成26年度税制改正で、給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を「平成28年分は1,200万円(控除額230万円)に、平成29年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げる」こととされました。

※住民税については、平成30年度分(今回)以降に適用されます。

II. セルフメディケーション推進のための

「スイッチOTC薬控除」(医療費控除の特例)の創設

平成28年度税制改正で、適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っている個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間、本人や本人と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額(最大8万8千円)を所得控除できる特例が創設されました。

※この特例を受ける場合には、従来の医療費控除を受けることができません。どちらか一方のみ、控除の適用を受けることができます。

◇適用要件とされる健康の維持増進及び疾病の予防への取組み(一定の取組み)

次の①から⑤のいずれかに該当する検診等又は予防接種(医師の関与があるものに限る)を受けていることが要件となります。

- ① 特定健康健診(いわゆるメタボ健診)
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断(事業主健診)
- ④ 健康診査(いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)
- ⑤ がん検診

※詳細については、お問い合わせください。

Ⅲ. 医療費控除における領収書提出不要制度

医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。なお、医療保険者（健康保険組合、共済組合等）から交付を受けた「医療費通知（医療費のお知らせ等）※」を添付すると、明細の記入を省略できます。明細書に記載した医療費にかかわる領収書は、5年間保管する必要があり、税務署や町から提出又は提示が求められた場合は、これらの提出をしなければなりません。

また、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告（道町民税の申告については平成30年度から平成32年度まで）の際、医療費の領収書の添付又は提示することもできます。

※医療費通知（医療費のお知らせ等）は、次の6項目が記載されたものに限りま

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

Ⅳ. 上場株式等の配当所得等に係る住民税の課税方式の選択

平成29年4月1日からの上場株式等の配当所得・譲渡所得等について、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択できるようになりました。

上場株式等の配当所得・譲渡所得等については、「総合課税」、「申告分離課税」、「申告不要制度」の3つの課税方式を選択することができますが、納税通知書が送達される日までに確定申告書とは別に住民税の申告書を提出することにより、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択できる制度です。

※上場株式等の配当所得・譲渡所得等については、申告で総合課税（所得税率5%～45%）を選択することにより、源泉税率（所得税率15.315%、住民税5%）よりも税率を低くすることが可能でした。ただし、申告したことにより合計所得金額に算入されるため、扶養控除や配偶者控除の適用、国民健康保険税や後期高齢者保険料等の算定に影響が出る場合があります。別々の課税方式を選択できるようになったことで、所得税は総合課税を選択し、住民税は申告不要制度を選択することが可能となります。